（註）下線を付した部分はあくまで例示であり、甲乙協議の上、決定するものとする。また、その他についても、共同研究・受託研究取扱要領に抵触しないかぎり、甲乙協議の上、定めることができる。

共同研究契約書（ひな形）

学校法人大東文化学園（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）は、次の条項により共同研究契約を締結する。

（研究の実施）

第１条　甲及び乙は、　　　　　　に関し、共同して研究（以下「本研究」という。）を行うものとする。

（研究期間）

第２条　本研究期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

（研究担当者）

第３条　本研究の研究担当者は、申請書に定める者とする。なお、甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに研究担当者として加えようとするときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

２　甲又は乙が派遣した研究担当者は、相手方の安全・環境等に関する規則に従うものとする。

３　甲又は乙が派遣した研究担当者に関する労働者災害補償保険の手当てについては、その研究担当者が所属する派遣元の甲又は乙がそれぞれ行うものとする。

（研究費）

第４条　乙は、甲に対し研究費として金　　　　　　円（消費税込み）を支払うものとする。

２　　前項の研究費のうち、10パーセントを甲は管理手数料として使用する。

３　第１項の研究費の納付日及び納付方法は、甲の指定する方法による。

４　第１項の研究費については、原則として、その過不足の清算を行わないものとする。

（設備等の帰属）

第５条　前条に掲げる研究費により、甲が購入した設備等は、甲に帰属するものとする。

（施設・設備等の使用）

第６条　本研究を行うために必要な研究施設及び設備等は、相手方の同意を得て相互に使用することができるものとする。その場合、研究施設及び設備等の使用対価は無償とする。

２　前項に関して特別な費用が発生した場合、その費用負担の割合は甲乙協議による。

（知的財産権の取扱い）

第７条　本契約において、「知的財産権」とは、本研究遂行の過程から得られた発明、考案、サンプル、ノウハウ並びにプログラム及びデータベースの著作物に係る著作権その他の一切の技術的成果をいう。

２　前項の知的財産権の帰属については、甲乙共有するものとし、持分は原則として均等とする。当該知的財産権に含まれる発明、考案等についての特許、実用新案登録等の出願の取り扱いについては、甲乙協議の上、決定するものとし、その手続き・登録・維持管理等に要する費用は、甲乙が持分に応じてそれぞれ負担するものとする。

３　外国における出願（以下「外国出願」という。）の要否及びその取り扱いは、甲乙協議による。

（共同出願契約）

第８条　甲及び乙は、前条第２項及び第３項に基づく協議の結果、甲乙共有に係る知的財産権（以下｢共有知的財産権｣という。）に関して共同出願する場合には、別途、共同出願契約を締結するものとする。

（知的財産権の実施）

第９条　乙又は乙の指定する者（以下「乙等」という。）が共有知的財産権を実施しようとするときは、実施の条件等について事前に甲乙協議の上、決定し、別途、覚書を締結するものとする。なお、甲は、教育又は研究目的を除き、乙の事前の同意なく、共有知的財産権を実施しないものとする。

２　乙等が、共有知的財産権を本研究期間満了の翌日から起算して２年以内において商業的に実施しないときは、甲は乙等以外の者（以下「第三者」という。）に対し、共有知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

（知的財産権の譲渡）

第10条　甲は、乙からの要請があれば、出願前後にかかわらず、共有知的財産権の甲持分の乙への有償譲渡の可否及び条件等を検討する。

（第三者への実施許諾）

第11条　甲及び乙は、第９条に該当する場合を除き、共有知的財産権を第三者に実施許諾するときは、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

２　前項に基づく実施許諾の対価等の条件については、甲乙別途協議の上、決定するものとする。

３　第９条及び前項の実施許諾により生じた第三者からの対価等については、それぞれの持分に応じて配分するものとする。

（第三者への譲渡）

第12条　甲及び乙は、共有知的財産権をそれぞれの持分につき第三者に譲渡することができる。ただし、その場合、甲及び乙は、あらかじめ互いに書面による同意を得なければならない。

（研究の変更又は中止）

第13条　本研究の変更又は中止については、大東文化大学共同研究及び受託研究に関する取扱要領（以下「共同研究・受託研究取扱要領」という。）第13条に定めるところによるほか、甲乙協議の上、決定するものとする。

（研究の管理）

第14条　本研究の管理は、甲及び乙が自己の研究分担について、それぞれ行うものとする。

（研究成果の報告及び公表）

第15条　研究成果の報告及び公表については、共同研究・受託研究取扱要領第15条に定めるところによるほか、甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報交換）

第16条　甲及び乙は、本研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で開示するものとする。ただし、第三者との契約により、秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

２　提供された資料は、本研究終了後、相手方に返還するものとする。

（ノウハウの指定）

第17条　甲及び乙は、甲乙協議のうえ、本研究成果のうち、秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものを書面をもって速やかにノウハウとして指定するものとする。

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

３　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本契約有効期間終了の翌日から起算して２年間とする。ただし、指定後において必要があるときは甲乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。

（秘密の保持）

第18条　甲及び乙は、本研究の遂行の過程で相手方から開示又は提供を受けた相手方の技術上若しくは営業上の一切の情報又は物品（サンプルを含み、以下同じ。）のうち、秘密である旨が明示されたもの（但し、物品については秘密である旨の明示がない場合であっても秘密として取り扱う。）、又は口頭での開示後３０日以内に書面で内容を特定のうえ当該書面に秘密である旨を明示して相手方に通知されたものについて本研究以外の目的に使用し、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

(１)　相手方から開示を受け又は知り得た際、既に公知となっていたもの

(２)　相手方から開示を受け又は知り得た際、既に自己が所有していたことを証明できるもの

　(３)　相手方から書面による同意を得たもの

　(４)　相手方から開示を受け又は知り得た後に自己の責によらず公知となったもの

　(５)　正当な権利を有する第三者から合法的に入手したもの

２　甲乙それぞれが所有し相手方に開示される既存技術については別途書面にて確認しておくものとする。

３　第１項の有効期間は、本契約締結日から、本契約有効期間終了後２年間とする。ただし、甲乙協議によりこの期間を延長又は短縮することができる。

（反社会的勢力でないことの表明・確約）

第19条　甲及び乙は、本契約締結時に、自己及び役員その他これに準ずる者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　甲及び乙は、相手方及びその役員その他これに準ずる者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合において、本契約を解除された相手方は、当該解除により発生した自己の損害を相手方に請求できないものとする。

(１)　反社会的勢力に該当すると認められるとき

(２)　暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為等を行い、又は第三者にこれらの行為を行わせたとき

（契約の有効期間）

第20条　本契約の有効期間は、第２条で定める研究期間とする。ただし、第５条、第７条乃至第12条、第15条、第17条乃至第19条及び第22条の規定は当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議事項）

第21条　本契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（裁判管轄）

第22条　本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　上記契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ各１通を保管するものとする。

　　　　年　　月　　日

（甲）東京都板橋区高島平１丁目９番1号

学校法人大東文化学園

理　事　長　　　　　　　　　　　　　印

（乙）【所在地】

【機関名】

【役　職】

【氏　名】　　　　　　　　　　　　　　印